

教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書

教職員不足が全国的に問題となる中、静岡県内においても、本年度当初、公立の義務小中学校で57人の教員が定数未配置となっている。また、加配教員についても、予算措置はされているものの、既卒受験者の減少による臨時的任用教職員及び任期付教職員の不足や、採用内定辞退者の増加などのため、配置されていない状況が見られる。これに対し、採用試験を前倒しする等の対策を県教育委員会が講じているが、教育現場の実感を伴う施策には至っていない。

そのため、現在の学校は、子供の学びを止めないために、不足している人員で持ちこたえている状態であり、忙しい教職員の姿を見ている子供たちは、教員を志すことを諦めていくおそれもあり、教職の魅力を伝えていくためにも、抜本的な改革として教職員定数の改善は急務である。

また、教職員定数の根拠が曖昧な現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、教職員1人当たりの持ち授業時数などを加味したものとすべきであるが、学力低下を危惧する声に押され、学習指導要領のカリキュラムは過密化している。こうした中、学校の働き方改革は、単に教職員の労働問題とみなすのではなく、体験活動や自治的諸活動の充実をはじめとした子供の豊かな学びや、子供と教職員が接する時間の確保など、教育改革の視点を持つことが重要であると考える。

よって国及び県においては、教職の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策を推進するため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 子供の豊かな学びの実現に向け、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による定数改善を進めること。
- 2 教頭・養護教諭・事務職員の複数配置の拡充、栄養教職員の配置基準の改善を行うこと。
- 3 教職調整額を10%以上に引き上げるとともに、時間外在校等時間の平均が20時間となるよう、指導内容の精選等を含む改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月11日

静岡県富士市議会